

当法人では加算算定を行っております。
それに伴い情報公開（見える化）を実施しております。

加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを所得していること。
 - B 介護職員処遇改善加算の職場環境等に関し、複数の取り組みを行っている事。
 - C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている事。
- という、3つの要件を満たしている必要があります。

また、Cの「見える化」要件とは以下の2点です。

- ①2020年度からの算定要件
- ②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して新加算の取得状況、賃金改善以外の、処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表する

以上の条件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきましては、以下の分類に分け公表いたします。

- 1.分類
- 2.職場環境要件項目
- 3.当法人としての取り組み

- 1.分類
 - ※a…資質の向上
 - ※b…労働環境・処遇の改善
 - ※c…その他

- 2.職場環境要件
 - ※a…研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動
 - ※b… ICT活用（ケア内容の申し送り事項の共有【訪問先で、アクセスを可能にすること等を含む】による介護職員の事務作業負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、訪問介護員の出勤情報管理によるシフト管理に関わる負担軽減、利用者情報蓄積による、利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
 - ※c…①非正規職員から正規職員への変換、②職員増員による、業務負担の軽減

- 3.当法人としての取り組み
 - ※a…すべての職員を対象に、月1回の会議と研修を行い、個別に研修報告書の提出を定めている。
休日や勤務時間の調整を行い、資格取得をしやすい環境づくりをおこなっている。
 - ※b…専用のアプリケーションを使用することで、各種の記録などを共有することによる業務の効率化を図っている。
 - ※c…①非正規職員から正規職員への変換を奨励し、②補助業務を切り分けて職員を採用するなど、効率化を図りつつ積極的に職員の採用を進め、国の配置基準以上の職員配置をしている。

◀ 取得済み加算一覧 ▶

- ・ 訪問介護処遇改善加算Ⅰ
- ・ 訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ
- ・ 訪問介護ベースアップ等支援加算
- ・ 特定事業所加算Ⅱ